

別表（第3条、第4条関係）

補助対象設備等、補助対象者、補助対象施設、交付要件及び補助金の額

補助対象設備等	補助対象者	補助対象施設	交付要件	補助金の額（補助率）
太陽光発電設備（自家消費型）（事業所）	次のいずれかに該当する者 (1) 本市内で事業を営む民間事業者（法人に限る。） (2) P P A事業者又はリース事業者（以下「P P A事業者等」という。）	事業所	国実施要領 別紙2 2 交付対象事業の内容 ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (ア)太陽光発電設備（自家消費型）の交付要件 a から g までのとおり	① 太陽光発電設備容量1 k W当たりの補助金の対象となる経費（消費税等仕入控除税額を含む。）が、2 3 万円以上の場合 1 0 万円×太陽光発電設備容量（k W） ② 太陽光発電設備容量1 k W当たりの補助金の対象となる経費（消費税等仕入控除税額を含む。）が、2 3 万円未満の場合 1 0 万円×A／2 3 万円×太陽光発電設備容量（k W） A：太陽光発電設備容量1 k W当たりの補助金の対象となる経費（消費税等仕入控除税額を含む。）

太陽光発電設備（自家消費型）（住宅）	次のいずれかに該当する者 (1) 本市に住所を有する者又は本市内に自己の居住の用に供されると認められる住宅を建築する者（以下「個人補助対象者」という。） (2) P P A事業者等	住宅	国実施要領 別紙 2 2 交付対象事業の内容 ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (ア)太陽光発電設備（自家消費型） の交付要件 a から g までのとおり	7 万円×太陽光発電設備容量（k W）
蓄電池（上記の太陽光発電設備（自家消費型）（住宅）に付帯する設備であるものに限る。）	次のいずれかに該当する者 (1) 個人補助対象者 (2) P P A事業者等	住宅	国実施要領 別紙 2 2 交付対象事業の内容 ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (イ)蓄電池 の交付要件 a から f まで及び h から m までのとおり	補助金の対象となる経費の 1 / 2 ただし、1 4 万 1 千円×蓄電池容量（kWh）× 1 / 2 を上限とする。 ※補助金の対象となる経費は、消費税等仕入控除税額を控除したものに限る。